

滋賀県中学校総合体育大会にかかる 外部コーチに関する規定

滋賀県中学校体育連盟

滋賀県中学校体育連盟が主催する総合体育大会に帯同させる外部コーチ、アドバイザーまたはマネージャー（以下「外部コーチ」という）に関する規定を、次のように定める。

1 条件

- (1) 当該校の校長が、人格・指導面において優れていると認めた者とする。
- (2) 当該校以外の中学校長、中学校教職員（教育行政関係者は除く）は、外部コーチに認めない。
- (3) 同一大会での複数校の外部コーチは認めない。ただし、水泳飛込、体操、新体操、卓球（アドバイザー）、スキーマの5競技に限り、複数校の外部コーチを認める。

2 承認書の提出

- (1) 外部コーチを帯同させる場合は、当該校の校長が上記の「1 条件」を満たしているか判定する。
- (2) 承認の判断に迷う場合は、県専門部責任者（専門委員長）等と事前に協議する。
- (3) 当該校の校長が認める場合は、外部コーチ承認書（別紙様式）を作成し、大会参加申込時にその外部コーチ承認書を添付する。

3 外部コーチのベンチ入りの条件

- (1) 当該校の監督（顧問）の補佐として、技術指導を中心に行い、大会運営には関与しない。
- (2) 学校教育の一環として行われる大会の趣旨を十分に理解し、教育的言動をとる。
- (3) 大会運営上問題が生じた場合や条件に満たない言動があった場合は、競技専門部の指示に従う。

4 資格の取り消し

大会責任者（専門部長またはブロック大会長）は、外部コーチに次のようなことがあった場合、当該校の校長に連絡し、資格を取り消すことがある。

- (1) 資格違反
- (2) 大会要項、大会出場規定などへの規則違反
- (3) 不適切な言動など

5 その他

- (1) 外部コーチの旅費など諸費用および安全や傷害に関する保障の一切については、当該校長の責任において行うものとする。
- (2) 本規定は、平成25年4月1日より施行する。